|  |
| --- |
| 香川県証紙　貼付欄  新規登録5,000円、更新登録4,000円 |

様式第３(第50条関係)

登　　　録

フロン類回収業者　　　　　　　申請書

登録の更新

※登録番号

※登録年月日

　　　年　　　月　　　日

香川県知事　殿

〒

住　　　　所

氏　　　　名

(法人にあっては、

名称及び代表者の

氏名)

電 話 番 号：　　　　－　　　　－

電子メールアドレス：

　使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。） | | | |
|  | 氏　　名(ふりがな) | | 役職名 |
|  |  | |  |
| 法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。） | | | |
|  | (ふりがな)  氏　　名 |  | |
| 住　　所 | 〒  電話番号 | |
| 法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） | | | |
|  | 名　　称 |  | |
|  | (ふりがな)  代 表 者  の 氏 名 |  | |
|  | 住　　所 | 〒  電話番号 | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） | | | | |
|  | 氏　　名(ふりがな) | | 役職名 | |
|  |  | |  | |
| 事業所の名称及び所在地　(複数ヶ所存在する場合は、別紙記載とする。) | | | | |
|  | 名　称 |  | | |
| 所在地 | 〒  電話番号 | | |
| 回収しようとするフロン類の種類　　　　　　　　　　　　　(↓該当する欄内に○印を記入) | | | | |
|  | ＣＦＣ | |  | |
|  | ＨＦＣ | |  | |
| フロン類回収設備の種類、能力及び台数 | | | | |
|  | 設備の種類 | | 能　　　　力 | |
|  | 200ｇ／min未満 | 200ｇ／min以上 |
|  | ＣＦＣ用 | | 台 | 台 |
|  | ＨＦＣ用 | | 台 | 台 |
|  | ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用 | | 台 | 台 |

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

　　　２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

　　　３　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

　　　４　用紙の大きさは、日本工業規格A４とすること。

　　　５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

フロン類回収業の登録に係る誓約書

　　　年　　　月　　　日

香川県知事　殿

住　　　所

氏　　　名

（法人にあっては

名称及び代表者名）

私(当社及び役員)は、下記の欠格要件に該当しないことを誓約します。

|  |
| --- |
| 使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項第1号から第7号に規定する欠格要件  一　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（※）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  二　この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者  三　第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者  四　フロン類回収業者で法人であるものが第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの  五　第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者  六　フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が一から五までのいずれかに該当するもの  七　法人でその役員のうちに一から五までのいずれかに該当する者のあるもの  ※：精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 |